

# ～ 就業支援金制度はじめました ～

社会福祉法人 標津福祉会では、標津町の助成制度をもとに、「就業支援金制度」を導入しました。

## 【支給要件】

- 介護従事者
- 雇用開始日以前 3 年間に於いて標津町内の介護施設等に雇用されていない方。
- 常勤職員で、全てのシフトに対応できる方。
- 3 年以上従事すること。（3 年以内に退職された方は返還していただきます。）
- 市町村税等を滞納されていない方。

## 【支給額】

★募集人数に達した段階で終了することがあります。

	就業支援金				住宅準備支援金 ※3 (他町からの転入者)
	合計額 ※2 (3年分割支給)	1年目就業時	2年経過時	3年経過時	
未経験者	30万円	10万円	10万円	10万円	10万円加算
経験者 ※1	50万円	10万円	20万円	20万円	

※1: 経験者:介護事業所等で1年以上経験のある方。 ※2: 所得税等の控除対象。  
 ※3: 3年以上、標津町内に生活拠点を持ち在住すること。



詳しくは、社会福祉法人 標津福祉会  
 (電話:0153-82-1414)までお問い合わせ下さい。



以下は、ハローワークにて募集中の一例です。  求人事業所番号:0120-101012-4

## ■ 介護職 ■

【業務内容】 生活支援、介護ケア業務など

【勤務内容】 実働 8 時間のシフト制(1ヶ月毎)

【勤務地】 特別養護老人ホーム標津はまなす苑、小規模多機能型居宅介護施設 陽だまり

	正職員	
	介護福祉士	無資格者
本俸	176,400円～(職歴換算有) ※業務手当、処遇改善手当含む	166,300円～(職歴換算有) ※処遇改善手当含む
賞与	6月:1ヶ月、12月:2.1ヶ月	6月:10万円、12月:20万円
手当	土日祝日手当1,200円/日、夜勤手当4,800円/回、寒冷地手当(11～3月)、住居手当、扶養手当、通勤手当、被服手当(年1回)、時間外手当	
待遇	退職金共済手当(法人負担有)、定期昇給有	



Social welfare corporation Shibetsu-Fukushikai

